

# 平成28年6月1日から委託業務(地質調査業務)の 最低制限価格の算定方法が変わります。

※建設コンサルタント業務・測量業務・建築設計業務は現行どおりです。

## 1 最低制限価格の見直しについて

### 【建設コンサルタント業務】

現行	
【範囲】	予定価格の7/10~9/10
【計算式】	
直接人件費の額	} 合計額 × (1+消費税率)
直接経費の額	
その他原価の額 × 90%	
一般管理費の額 × 50%	

改正なし  
(現行どおり)

#### 《算定式》

①  $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

$$\text{最低制限価格} = (\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の90\%」} + \text{「一般管理費の50\%」}) \times (1 + \text{消費税率})$$

②  $7/10 > \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 7/10

③  $9/10 < \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 9/10

1万円未満切り捨て

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接人件費の額}) + (\text{直接経費の額}) + (\text{その他原価の90\%}) + (\text{一般管理費の50\%})\} \times (1 + \text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

### 【測量業務】

現行	
【範囲】	予定価格の7/10~9/10
【計算式】	
直接測量費の額	} 合計額 × (1+消費税率)
測量調査費の額	
諸経費の額 × 60%	

改正なし  
(現行どおり)

#### 《算定式》

①  $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

$$\text{最低制限価格} = (\text{「直接測量費の額」} + \text{「測量調査費の額」} + \text{「諸経費の60\%」}) \times (1 + \text{消費税率})$$

②  $7/10 > \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 7/10

③  $9/10 < \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 9/10

1万円未満切り捨て

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接測量費の額}) + (\text{測量調査費の額}) + (\text{諸経費の60\%})\} \times (1 + \text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

次ページにつづく →

【地質調査業務】

現行(~H28.5.31)	改正後(H28.6.1~)
<p>【範囲】 予定価格の7/10~9/10</p> <p>【計算式】 直接調査費の額 間接調査費の額 × 90% 解析等調査業務費の額 × <b>75%</b> 諸経費の額 × 50%</p> <p style="text-align: right;">} 合計額 × (1+消費税率)</p>	<p>【範囲】 予定価格の7/10~9/10</p> <p>【計算式】 直接調査費の額 間接調査費の額 × 90% 解析等調査業務費の額 × <b>80%</b> 諸経費の額 × 50%</p> <p style="text-align: right;">} 合計額 × (1+消費税率)</p>

《算定式》

- ①  $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

最低制限価格 = (「直接調査費の額」+「間接調査費の90%」+「解析等調査業務費の**80%**」+「諸経費の50%」) × (1+消費税率)

- ②  $7/10 > \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 7/10

- ③  $9/10 < \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 9/10

1万円未満切り捨て

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接調査費の額}) + (\text{間接調査費の}90\%) + (\text{解析等調査業務費の}80\%) + (\text{諸経費の}50\%)\} \times (1 + \text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

【建築設計業務】

現行
<p>【範囲】 予定価格の7/10~9/10</p> <p>【計算式】 直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額 × <b>100%</b> 諸経費の額 × 60%</p> <p style="text-align: right;">} 合計額 × (1+ 消費税率)</p>

改正なし  
(現行どおり)

《算定式》

- ①  $7/10 \leq \alpha \leq 9/10$

最低制限価格 = (「直接人件費の額」+「特別経費の額」+「技術料等経費の100%」+「諸経費の60%」) × (1+消費税率)

- ②  $7/10 > \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 7/10

- ③  $9/10 < \alpha \rightarrow$  最低制限価格 = 「予定価格」 × 9/10

1万円未満切り捨て

$$\alpha = \frac{\{(\text{直接人件費の額}) + (\text{特別経費の額}) + (\text{技術料等経費の}100\%) + (\text{諸経費の}60\%)\} \times (1 + \text{消費税率})}{(\text{予定価格})}$$

※最低制限価格の計算について

①は、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

②、③は、入札書比較価格(予定価格の税抜き額)に7/10若しくは9/10を乗じ、1万円未満を切り捨て後に消費税を加算する。

2 適用日(今回改正の地質調査業務にかかる改正分)

平成28年6月1日以降に、公告又は指名通知を行う委託業務から適用する。